平成 28 年 10 月 27 日

厚生労働大臣　　塩崎　恭久殿
健康局長　　福島　靖正殿
がん・疾病対策課長　　渡辺　真俊殿
がん対策推進協議会会長　門田　守人殿

卵巣がん体験者の会スマイリー
代表　片木美穂
info.smiley@gmail.com
080-7038-9750

「がん対策推進協議会での議題、および議論について」

平素よりがん患者、家族のためにがん対策に取り組んでいただきありがとうございます。
2016 年 10 月 26 日に開催されました「第 61 回がん対策推進協議会」において、「がん対策推進基本計画の見直しについて」の議論がありました。
希少がんや難治がんに関する論議のなかで「希少がんや小児がんの問題に取り組むよりも、患者数の多く治療に苦慮している疾患の問題に取り組むほうが良いのではないか」という趣旨の意見が一部の委員から出されました。
もちろん、ほかの医療者の委員からは「希少がんや小児がんにも対策が行き届くことが大切である」旨の反論がありましたが、数において線引きするような声が今後の第 3 次がん対策推進基本計画に、たいした検討もなく入ることがあってはならないと感じています。

希少がん（患者数が少ないがん）は、かつてより医薬品の開発が進まない「ドラッグ･ラグ」問題に苦しんできました。医薬品を開発しても患者数が少なく儲からない、学術誌などで有用性がわかっても既に日本では特許が切れているなどさまざまな問題から、米国のコンペンディウムに収載されているような治療が日本では受けられないという問題に直面していました。
そのことからがん患者会が連名で「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」や「中央社会保険医療協議会」に対して薬剤の「公知申請」および「保険適用の前倒し」をお願いし、多くの治療薬が患者に届きました。

しかし、希少がんが抱える問題は治療薬の問題だけではなく、専門的な医師が限られていることから「均てん化ではなく集約化が必要ではないか」という問題、「医療機関や研究の情報、疾患に関する情報提供が不十分」な問題、「予算が少なく研究が進まない」問題などがあり引き続き検討と対策が求められています。

今春、国会議員連盟「国会がん患者と家族の会」ががん対策基本法改正案を検討した際のパ

ブリックコメントには、多くの患者、家族から「希少がん、難治がん、小児がん」の対策が必要という声が届けられました。
また 2016 年 5 月 17 日に開催された議連総会において、国会議員からの要請に応える形で厚生労働省は「第 3 次がん対策推進基本計画に希少がん、難治がん、小児がん対策を入れること」を約束しています。

がん対策基本法ができて 10 年、「救える命を救う」とした 1 期のがん対策推進基本計画では拠点病院や医療の均てん化、標準治療などの問題に取り組んできました。
そして 2 期のがん対策推進基本計画では「がんになっても安心して暮らせる社会」として社会的な取り組みやがんの痛みについてなどの問題に取り組んできました。

第 3 次基本計画でも引き続き患者や家族の声を大切に、「希少がんや難治がん、小児がん」の議論が他の議題の中で一部取り扱われるようなものではなく、しっかりと「議題」として議論していただけるようお願い申し上げます。
またそれらの議論のなかで、国の「死亡率減少達成という目標を実現するため」だけに数の論理において患者への対策が行き届かなくなるようなことが無いよう議論をお願い申し上げます。

卵巣がんは、患者数が少ないがんであり、再発が多く治療に苦慮するがんです。そして小児でも罹患します。
私たちは第 3 次基本計画で、「希少がん、難治がん、小児がん」への対策が見捨てられることがなく議論され対策が出され患者に届くことを心より願っています。

以上